

(公財)日本水泳連盟公認

基礎水泳指導員関係要項

2017 (平成29)年度

1. 基礎水泳指導員とは、(公財)日本体育協会が定めるスポーツ指導者の内、競技別指導者(水泳)資格の専門科目の検定に合格し、(公財)日本水泳連盟に登録を完了された方へ授与される資格です。
2. 所定の講習科目を履修し修了されると、基礎水泳指導員検定試験の受検資格が与えられます。合格者は、加盟団体((一社)埼玉県水泳連盟)の指示に従って申請を行うことにより、(公財)日本水泳連盟に登録され、資格証が加盟団体をとおして付与されます。
3. 講習会の受講・検定の資格は、検定試験当日満18歳以上の方です。ただし、高等学校(専門学校を含む)最終学年において、17歳の方も特例として認められています。登録は満18歳に至るまで保留されます。

(一社)埼玉県水泳連盟普及委員会

〒364-0005 北本市本宿1-1

スウィン北本スイミングスクール内

二村亮二

TEL 048-592-8595

FAX 048-591-7564

公認水泳指導員制度

我が国のおかれている状況から、昭和5年に文部省が水泳指導者養成講習会を始めましたが、種々の事情により昭和7年から日本水泳連盟に引き継がれ、以来この事業が推進されています。

昭和24年より各加盟団体[都道府県水連(協会)]が検定を実施することとなり、昭和40年に指導員検定実施規則が改正、その後、指導者に上級・1種・2種の別が設けられ、平成2年からは文部科学大臣認定の制度となりました。

平成17年より文部科学省の資格制度変更に伴い、(公財)日本体育協会が定めるスポーツ指導者の内、競技別指導者(指導員及び上級指導員)資格制度へと移行しました。

この制度の変更に伴い、(公財)日本水泳連盟では競技別指導者資格の内、専門科目[水泳]を受講・修了後、検定試験に合格・登録した方に対し、基礎水泳指導員資格を授与しています。

さらにNHK学園通信講座にて共通科目を受講・修了・登録を完了された方は、(公財)日本体育協会公認水泳指導員として「認定証」及び「登録証」が交付されます。

公認水泳指導員心得

1. 資格取得者は、(公財)日本水泳連盟設立の趣旨を体し、誇りと責任をもって水泳の普及と指導にあたるものとする。
2. 指導員は、(公財)日本水泳連盟の統轄する加盟団体である(一社)埼玉県水泳連盟の一員として、自覚と責任をもって行動すること。公認水泳指導員として望ましくない行為があったときは、この資格を取り消し、登録は抹消される。

(一社)埼玉県水泳連盟

平成29年度 基礎水泳指導員 養成講習会・検定試験開催要項

1. 目的

国民の生涯スポーツとしての水泳の普及と発展に努め、水の事故防止に寄与する基礎水泳指導員の養成を図る。

2. 主催

(公財)日本水泳連盟

3. 主管

(一社)埼玉県水泳連盟

4. 会場

川口市立北スポーツセンター・神根西公民館 〒333-0835 川口市道合 390

5. 講習内容と期日・会場等

月・日	午前の内容	午後の内容
9.3 (日)	受付、実技 (プール) 2H	—————
9.10 (日)	実 技 (プール) 3H	—————
9.17 (日)	実 技 (プール) 2H	心肺蘇生(公民館ホール) 4H
9.24 (日)	実 技 (プール) 3H	学 科(公民館ホール) 3+(3)H
10.22 (日)	実 技 (プール) 3H	学 科(公民館ホール) 2+(3)H
10.29 (日)	実 習 (プール) 3H	学 科(公民館ホール) 2H
11.12 (日)	フォローアップデー(※)	—————
11.19 (日)	実 習 (プール) 3+(2)H	—————
12.3 (日)	—————	実 技 (プール) 2H
合計時間	学 科 7時間+(6)時間 実 技 25時間+(2)時間	合計40時間
検定試験 会 場	【川口市立北スポーツセンター 神根西公民館】 日時：平成29年12月10日(日)9:00～17:00 午前 プール、ホール 午後 ホール	

※11月12日(日)はやむなく欠席した時間を補うフォローアップデーです。

欠席することなく全日程講習を受講できる方は出席不要です。

6. 参加資格

① 受講、受検の資格は、検定試験当日満18歳以上の者

但し、高等学校(専門学校を含む)最終学年において、17歳の者も特例として認める。

なお、登録は、満18歳に至るまで保留する。

平成12年2月20日 改正

平成12年4月 1日 施行

② 埼玉県に住所のある者を原則とするが、他県からの受検も可とする。

7. 定 員

60名(先着順)

8. 講師・検定委員

- (1) 講 師 (公財)日本水泳連盟及び(一社)埼玉県水泳連盟検定委員・普及委員
- (2) 検 定 (公財)日本水泳連盟検定委員・(一社)埼玉県水泳連盟検定委員

9. 申し込み手続き等

- (1) 日 時 平成29年8月19日(土)までに住所・氏名・年齢・電話番号を記入のうえ「メール」か「はがき」で申し込む。※定員を超えた場合のみ連絡あり。
- (2) 場 所 下記、水泳連盟普及委員会へ。
- (3) 受 講 料 16,000円(9月3日に納入。申し込み後の不参加については一切返金いたしません。要項・スイムキャップ・保険料を含む)
- (4) 手 続 き 9月3日 講習会第1日目に申込書(別紙1)に受講料を添えて本人が申し込む。
- (5) 問い合わせ 〒364-0005 北本市本宿1-1
スウィン北本スイミングスクール内
(一社)埼玉県水泳連盟普及委員会 事務局 二村 亮二 宛
TEL 048-592-8595 E-mail:r.futamura@inaho-sports.co.jp

10. 参加者の持参するもの

- (1) スイムキャップ(県水泳連盟で用意したものを着用する)・ゴーグル(クリアーのみ)
- (2) 水着・トレーニングウェア等
- (3) テキスト (公財)日本水泳連盟編「水泳指導教本 改訂版」大修館書店発行 2,520円
9月3日申し込み、9月24日販売(つり銭のないように)
「安全水泳」大修館書店発行 1,500円(希望者のみ)
- (4) 筆記用具
- (5) 上履き

11. 検定試験について

- (1) 日 時 平成29年12月10日(日) 9:00~17:00
- (2) 場 所 川口市立北スポーツセンター 神根西公民館
- (3) 受 験 料 8,100円 (申し込み後の不参加については、一切返金いたしません)
- (4) 手 続 き 10月22日に必要書類に受検料を添えて申し込む。
- (5) 必 要 書 類 ① 検定試験申込書
② 写真2枚(たて3.5cm×よこ2.5cm 無帽・無背景の証明書用で同一のもの)
- (6) 注 意 事 項 40時間の講習が義務となります。
お休みされる方はフォローアップデーを活用して下さい。

12. その他

健康診断は各自で事前に受けておいて下さい。

平成29年度

基礎水泳指導員養成講習会

練習の日程及び内容

月・日	午前の内容(9:00～12:00) 実技・実習(プール)				午後の内容(13:00～17:00) 学科・実技(研修室・ホール)	
9.3 (日)	受付	4泳法	休憩	自由形	2H	—
9.10 (日)	準備運動	〃	〃	背泳ぎ	3H	—
9.17 (日)	〃	〃	〃	バタフライ	2H	実技「心肺蘇生」 4H
9.24 (日)	〃	〃	〃	平泳ぎ	3H	学科「水泳と生活・歴史」「水泳指導者・水泳指導法」 3+(3)H
10.22 (日)	〃	〃	〃	潜行	3H	学科「水泳の管理と安全対策」「競技規則と審判法」 2+(3)H
10.29 (日)	〃	〃	〃	横泳ぎ	3H	学科「水泳の科学」 2H
11.12 (日)	フオロアップデー					
11.19 (日)	〃	個人・集団指導	3+(2)H			—
12.3 (日)	—				準備運動	基礎及び実践技術 2H
備考	学科・集合講習7時間、家庭学習6時間 合計13時間となる					
合計時間	学 科	7時間+(6)時間	／	実 技	25時間+(2)時間	合計40時間
検定試験	【川口市立北スポーツセンター 神根西公民館】					
会 場	日時：平成29年12月10日(日)9:00～17:00 (午前:プール、ホール/午後:ホール)					

※講師の都合により、午後の授業が入れ替わる可能性があります。再受講の場合は受講内容を再度確認してください。

公益財団法人 日本水泳連盟 基礎水泳指導員規則

公益財団法人日本水泳連盟

第一章 総 則

第1条（目的）

この規則は、公益財団法人日本水泳連盟（以下本連盟という）が国民の生涯スポーツとしての水泳の普及と発展に努め、水の事故防止に寄与する基礎水泳指導員に関する講習、検定についての基準を定めるとともに、その資質の保持と向上を図ることを目的とする。

第2条（指導員の資格）

この規則に定める基礎水泳指導員検定試験（以下検定試験という）に合格・登録することにより、本連盟会長から資格が授与される。

本資格は、公益財団法人日本体育協会（以下（公財）日本体育協会という）公認スポーツ指導者制度に基づく資格（公認水泳指導員・公認水泳コーチ）の専門科目に相当するものとして認定され、当該資格取得の際に同科目の新規受講・受検は免除される。

第3条（指導員の資質）

基礎水泳指導員は、常に深い教養と高い品性の陶冶に努めるとともに、公認水泳指導の知識及び技能の向上に努めなければならない。

第4条（指導員の役割）

本連盟または本連盟の都道府県水泳連盟・協会（以下「加盟団体」という）あるいは、公共団体もしくはその機関等が主催または主管する水泳事業に協力するとともに、地域スポーツクラブやスポーツ教室等において基礎的指導に当たる。

第二章 講習および検定試験

第5条（講習・検定試験の科目及び内容）

講習及び検定試験は、本連盟の定めた科目及び、別表1-1、1-2、1-3、3、4に定める。（P.8-10参照）

第6条（受講・受検資格）

受講・受検の資格は、検定試験当日満18歳以上の者とする。ただし、高等学校（専門学校を含む）最終学年における17歳の者も特例として認める。

なお、登録は満18歳に至るまで保留する。

第7条（講習・検定試験の日程の公表）

基本水泳指導員の養成講習・検定試験の日程等については、都道府県水泳連盟・協会（以下加盟団体という）が本連盟に提出し、年度行事または事業計画と併せて公開する。

第8条（講習・検定試験の実施）

講習・検定試験は本連盟または加盟団体が設置する指導員講習・検定試験実施委員会（以下検定委員会という）が実施する。

第9条（受講・受検の出願・検定試験の免状）

受講・検定試験の免除については別に定める免除規程に従って手続きをする。

（P.11、12参照）

第10条（受講・受検の許可）

受講・受検の許可は、当該検定委員会が決定する。講習・受検を許可された者は、所定の手続きを行わなければならない。

第11条（受講・受検の費用）

本連盟の定めによる。ただし、加盟団体の実情により変更される場合がある。

第三章 検定委員会

第12条（検定委員の委嘱）

検定委員は、公認水泳上級指導員及び学識経験者（加盟団体の会長、副会長、理事長、地域指導者委員長）から加盟団体ごとに本連盟が委嘱する。なお、任期は2年とする。

第13条（検定委員会の任務）

検定委員会の任務は、次のとおりとする。

- （1）講習・検定試験の企画・運営・合否の判定及び合格通知書の発送等に関する事項。
- （2）講習・検定試験等の実施報告書の提出（提出期限は実施後2ヶ月以内とする）

第14条（講習会の履修及び検定試験の合否判定基準）

講習会のすべてに出席するものとし、所定の学科・実技科目を履修しなければならない。検定試験の合否判定基準は、別表3に定める。

第四章 登録

第15条（登録申請）

合格者は、加盟団体の指示に従って登録申請を行う。

第16条（資格証の交付）

本連盟会長から加盟団体を通じて資格証が交付される。

第17条（資格の有効期限）

有効期限は、登録年度を含め4年間とし、4年目の3月31日までとする。

第18条（登録の更新及びその要件）

登録の更新は、4年毎に資格証に記載されている登録加盟団体へ申請して行う。ただし、4年間の有効期限内に1回以上、本連盟が定める義務研修を受けなければならない。

第19条（資格証記載事項の変更）

資格証記載事項に変更の届けがあった場合は、登録団体に届けさせる。所定の様式を本人に送り、速やかに登録加盟団体を通して届けなければならない。

なお、登録加盟団体を変更する場合は、所定の用紙により現・新、両方の加盟団体に提出させる。

第20条（登録料等）

登録料、更新登録料及び資格証再交付手数料等は別に定める。

第21条（資格の喪失）

次の各項のいずれかに該当する者は、その資格を失い、登録が抹消される。

- (1) 登録後、検定試験等における不正が判明した場合
- (2) 登録の更新申請を怠った場合
- (3) 指導員としての名誉を傷つけた場合
- (4) その他本連盟及び加盟団体の規定等に違反し、指導員としてふさわしくない言動があった場合

附 則

- 1 公認水泳指導員専門科目合格者のうち、基礎水泳指導員への登録を希望する者にあたっては、本規則第四章の規定に基づき登録することができる。
- 2 この規則は、平成17年4月1日 施行
平成24年4月1日 改正

【実技検定試験の基準】

水泳指導員

註1 100m個人メドレーの基本制限タイムは35歳まで（36歳からは1歳につき1秒加算）

註2 採点は、60点以上が合格＝○ 59点以下を不合格＝×とし、各種目1つでも×があれば不合格とする。

註3 身体に障害を持った受検者に対しての判定にあたっては、その障害が本人の不利にならないように配慮する。

別表1-1 水泳指導員の講習科目及び時間数

註1 家庭学習については、レポートの提出とする。

水泳指導員	学科 科目名	時間数(自習)	実技 科目名	時間数(自習)
	水泳と生活・歴史	1(2)	基礎及び実践技術	15(0)
水泳の科学	2(0)	(4泳法、潜行)		
水泳指導者・水泳指導法	2(1)	日本泳法(横泳ぎ)	3(0)	
水泳の管理と安全対策	1(3)	個人・集団の指導実習	3(2)	
競泳競技規則と審判法	1(0)	現場における心肺蘇生	4(0)	
計	集合7時間 自習6時間	計13時間	集合25時間 自習2時間	計27時間
合計	9科目 集合32時間 自習8時間 合計40時間			

別表2-1 水泳上級指導員の講習科目及び時間数

註1 家庭学習については、レポートの提出とする。

水泳上級指導員	学科 科目名	時間数(自習)	実技 科目名	時間数(自習)
	水泳の科学 (力学・生理学・心理学)	2(0)	応用及び実践技術 (4泳法、立泳ぎ、スタート、ターン)	4(0)
水泳指導法の応用	3(2)	模範となる技術	2(0)	
水泳のトレーニング法	2(0)	対象別指導実習	2(2)	
水泳競技の概要と審判法	2(2)	救助法・心肺蘇生	3(0)	
計	集合9時間 自習4時間	計13時間	集合11時間 自習2時間	計13時間
合計	8科目 集合20時間 自習6時間 合計26時間			

別表1-2 水泳指導員の検定試験の内容

水泳指導員	学科	時間数	実技
	水泳と生活・歴史 水泳の科学 水泳指導者・水泳指導法 水泳の管理と安全対策 競泳競技規則と審判法	合計	2.5時間
他にレポート			

別表1-3 水泳指導員
【実技検定試験の基準】

水 泳 指 導 員	種目別	内 容
	100 m 個 人 メ ド レー	1 制限タイムで泳ぐこと 男子 1分40:00秒以内、女子 1分50:00秒以内（いずれも35歳 までとし36歳以上は1歳につき1秒制限を加算する） 2 模範となる泳ぎであること 3 競泳競技規則の違反は認めない。さらに、次の場合も不合格とする。 (1) 競泳競技規則違反とまでは言えないが、紛らわしい泳ぎ (2) バタフライキック以外のキックをした場合 (3) 自由形をクロール泳法以外で泳いだ時
	日本泳法 (横泳ぎ)	1 20mを12あおり以内（出発は、壁・水底を蹴らないで、仰向け 浮きから）で泳ぐ。（先手は掻いてよい） 2 次の場合は不合格とする。 (1) 横体が崩れた場合（45°以上傾いた場合） (2) 顔が完全に水没した場合 (3) 逆あおり、カエル足を使用した場合 (4) 手が常に水上に出る場合 (5) スカーリングを使用した場合
	潜 行	1 平浮きの姿勢から潜入し、男子20m、女子15mを完全に潜行する。 2 水中の泳形は自由
	心 肺 蘇 生	2分30秒間で行う。

別表2-2 水泳上級指導員の検定試験の内容

水 泳 上 級 指 導 員	学 科	時間数	実 技
	水泳の科学 (力学・生理学・心理学) 水泳指導法の応用 水泳のトレーニング法 水泳競技の概要と審判法	合計	2時間
他にレポート			

別表2-3 水泳上級指導員
【実技検定試験の基準】

水 泳 上 級 指 導 員	種 目	内 容
	100m 個人メドレー	1 特に制限タイムを設けず、泳形を重視する。 2 泳法違反は不合格とする。
	各泳法のスタート 及びターン	技術の判定を行う。次の場合は不合格とする。 1 競泳競技規則に違反している場合 2 違反とまでは言えないが、競技者として不適とみなされた場合 3 ターンは、クイックターンで行う。
	救助法 心肺蘇生	1 飛び込み（順下）は、頭部が完全に水面上に出ること 2 接近は、事故者を見失わないこと 3 プールサイドまで事故者が呼吸できるように15m搬送する。 4 心肺蘇生は2分30秒間行う。（水泳指導員に準ずる）
	立泳ぎ	検定は3分間行い、次の場合は不合格とする。 1 耳たぶが水没した場合 2 手を使用した場合 3 著しく安定を欠いた場合、移動した場合
	模範となる技術	クロール・平泳ぎ・背泳ぎ・バタフライ・飛び込み・水球・シンクロ 日本泳法から2種目を選択（各自で申告）

別表3 検定試験の合格基準

学 科	各科目は100点法で評価し、60点以上を合格とする。
実 技	各種目は100点法で評価し、60点以上を合格とする。

別表4 面接の方法及び内容

人物に対する事項	水泳に関する事項	評 価
態 度 言 語 品 性 教 養 健 康	熱 意 研 究 心 資格取得の目的 水泳指導の基本的考え方 心身の健康状態	それぞれの項目に対し、 充分発言を聴取し、総合的 に判定する。 A・B ― 合格 C ――― 不合格

公認水泳指導員及び基礎水泳指導員に関する 講習・検定試験の免除規程

公益財団法人 日本水泳連盟

第1条（設置の根拠）

この規程は、公益財団法人 日本水泳連盟（以下本連盟という）公益財団法人 日本体育協会（以下（公財）日本体育協会という）公認水泳指導員・公認水泳上級指導員規則 第10条及び本連盟基礎水泳指導員規則 第9条の規定に基づき設置する。

第2条（免除の対象）

次の者を免除の対象とする。別表（P.12）

- (1) 基礎水泳指導員または公認水泳指導員の受講・受検の出願者。
別表区分のア、イ、ウに属する者。
- (2) 満20歳に達した者で、各競技（競泳、飛込み、水球、シンクロ、OWS）において、本連盟が選考して国際大会に出場した選手及び選手を育成した監督・コーチ、並びに日本選手権において入賞した選手及び選手を育成した監督・コーチ。
別表区分のエに属する者。
- (3) （公財）日本体育協会認定校である免除適応校においては、指定された加盟団体が実施する専門科目検定試験を受検して合格した者。

第3条（免除の内容）

- (1) 第2条（1）に属する者に対しては、本人からの申し出があれば、実技講習の内別表に定める科目に限り免除する。
- (2) 第2条（2）に属する者に対しては、水泳指導員の専門科目の講習及び検定試験のすべてを免除する。
- (3) 第2条（3）に属する者に対しては、コーチ資格への受講を条件として、申請があれば本連盟地域指導者委員会で審査の上、講習及び検定試験のすべてを免除する。
（アスリート免除対象者）

第4条（提出書類）

- (1) 第2条（1）に属する者は、申請書、講習の免除を証明できる書類の写しを付けて、加盟団体地域指導者（普及）委員長に申請すること。
- (2) 第2条（3）に属する者は、申請書、講習の免除を証明できる書類の写し及び審査料5,000円（振込証明書貼付）を付けて、本連盟地域指導者委員長に申請する。審査の結果については、申請者本人と申請者が所属する加盟団体に通知する。該当する者については、免除資格を得た年度を含めて4年以内に申請する。

第5条（受講料・受検料の取り扱い）

- (1) 第2条（1）に属する者に対しては、加盟団体に納入する受講料・受検料の減免は行わない。
- (2) 第2条（2）に属する者については、受講料・受検料は徴収しない。
- (3) 第2条（3）については、本連盟に審査料5,000円を納入する。

付 則（免除適応校による養成講習後の検定）

（公財）日本体育協会認定校である免除適応校においては、指定された加盟団体が実施する専門科目検定試験を受検すること。

施 行 この規則は、平成 17年4月1日施行
平成 23年4月1日改正
平成 24年4月1日改正

(別表)

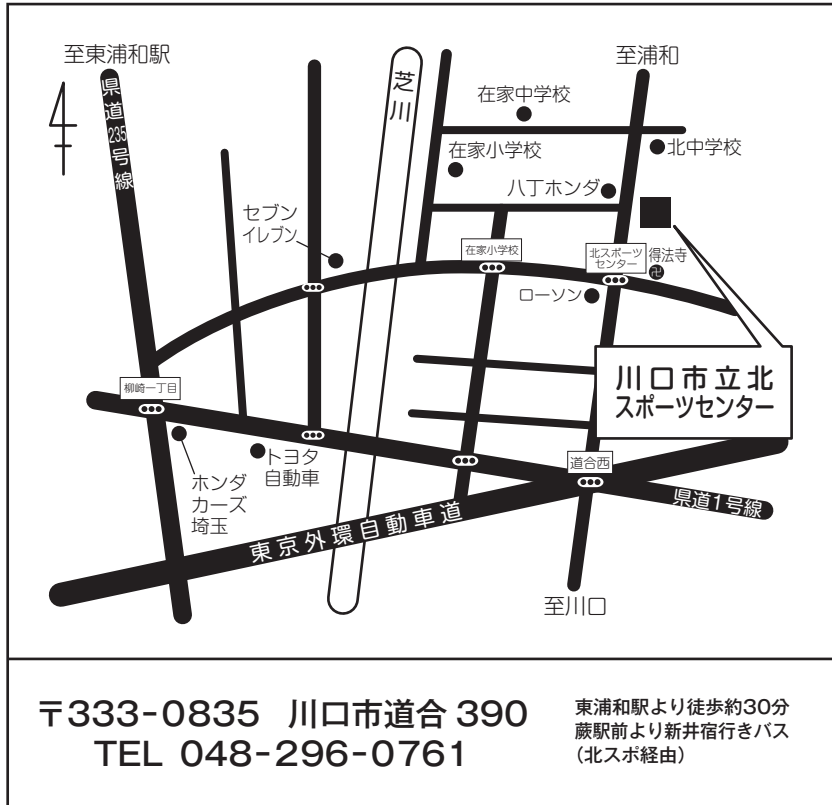
区分	免除対象者	免除内容
ア	<p>【基礎水泳指導員及び水泳指導員資格を目指す者】 対象競技：競泳、飛込み、水球、シンクロ、OWS</p>	<p>(実技講習) 基礎及び実践技術 個人メドレー (検定試験は免除しない)</p>
	<p>(公財)日本水泳連盟が選考した国際大会出場者 オリンピック、世界選手権大会、アジア大会、パンパシフィック大会 ユニバーシアード大会、ワールドリーグ大会 国内大会 日本選手権大会、国民体育大会、日本学生選手権大会 日本高等学校選手権大会、日本短水路選手権大会</p>	
イ	<p>日本赤十字社 ○水上安全法指導員 ○救助員資格保持者 ○救急法指導員 ○救急員資格保持者</p> <p>消防機関 ○消防上級救命講習修了者 ○上記の指導に当たる資格保持者</p>	<p>(実技講習) 心肺蘇生 (検定試験は免除しない)</p>
ウ	<p>本連盟日本泳法 ○「練士」以上保持者</p>	<p>(実技講習) 日本泳法(横泳ぎ) (検定試験は免除しない)</p>
エ	<p>【コーチ資格への受講を条件とする者】 対象競技：競泳、飛込み、水球、シンクロ、OWS</p>	<p>審査の上、基礎水泳指導員講習及び検定を免除する</p>
	<p>(公財)日本水泳連盟が選考した国際大会出場者及び選手を育成した監督・コーチ オリンピック、世界選手権大会、アジア大会、パンパシフィック大会 ユニバーシアード大会、ワールドリーグ大会 国内大会 日本選手権大会において8位入賞以上の出場者及び選手を育成した監督・コーチ</p>	

註1) 対象者は、申し込み時点で区分に該当している者。
(講習・検定試験申し込み後に、新たに対象者となっても免除できない)

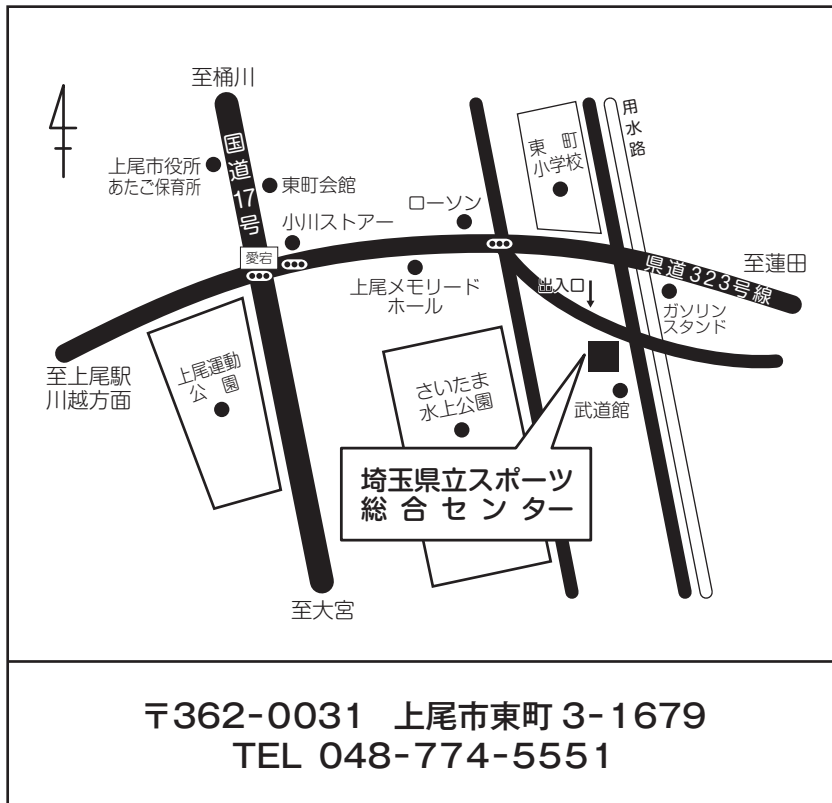
註2) 第2条(1)の免除対象者は受講料・受検料の免除がないので、講習については出来る限り参加することを勧める。特に選手登録を終了してから長期間経過している場合は、講習会に参加するように勧める。

各会場案内図

川口市立北スポーツセンター 神根西公民館



埼玉県立スポーツ総合センター



平成29年度
基礎水泳指導員養成講習会
申 込 書

(一社)埼玉県水泳連盟 会長 殿

現住所	〒 ー	TEL	ー ー
フリガナ		性別	年齢 生年月日
氏名		男女	才 (西暦) 年 月 日生

履 歴 ・ 水 泳 歴			
最終学歴 又は 在学名と学年			
職 業	勤務先		
	所在地	T E L	
主 た る 水 泳 歴	競技歴		
	指導歴		
その他			
受講中 緊急連絡先		続柄	

上記のとおり講習料を添えて申し込めます。

基礎水泳指導員・公認水泳指導員専門科目養成講習会 講習免除 申請書

(公財)日本水泳連盟 加盟団体 会長様

許可	免除条項	時間数	免除認定者氏名	免除認定者は、各加盟団体理事長又は地域指導者（普及）委員長とする。及び 日水連コーチ委員会委員長
	ア イ ウ		印	

免除申請者氏名		TEL		性別	年齢
		住所	〒	男・女	

免除条項		免除申請内容			
ア 15時間免除	国際大会 全国大会	大会名	記録(参考)又は種目	出場年度	
イ 心肺蘇生4時間免除	日本赤十字社 消防機関	資格名	取得場所(都道府県)	取得年月日	
ウ 3時間免除	日本泳法	資格名	取得場所(都道府県)	取得年月日	
参考					

以上により講習時間の免除を申請します。なお、申請内容に誤りや偽りがあった時、資格取得前の場合は検定試験受検資格を失い、資格取得後の場合は資格は失効となることに同意します。(なお講習会、受検料、登録料等の費用の返却請求は致しません)

平成 年 月 日

免除申請者氏名

印